

# 第3次 三沢市食育推進計画



食育ピクトグラム  
(農林水産省)

令和4年3月  
三沢市

## はじめに

「食」は、我々が健康で充実した日々を送るために欠かすことのできないものであり、様々な経験を通じて正しく理解し実践するとともに、「食」を生み出す自然や生産者の方々への感謝や理解、食環境を未来に残すための取り組みを進めるなど、生涯を通じて主体的に関わっていくことで豊かな人間性が育まれます。



高齢化、核家族化の進展による世帯構造や生活様式の変化から、孤食や食の簡素化、食習慣の乱れ等による生活習慣病の増加、地域活動の希薄化に伴う食文化の衰退など、課題は多方面にわたる中、未曾有の新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛や在宅勤務などの社会活動の制限は、それぞれが「食」を見直す契機となった一方で、飲食業をはじめ、農林水産業、食品産業は大きな影響を受けています。

こうした中、本市におきましては、これまでの取組の評価とともに、糖尿病罹患率の高さや子どもの朝食欠食など、市が抱える課題への対策や、新たな生活様式下での食育活動の展開について盛り込んだ「第3次三沢市食育推進計画」を策定しました。

『健全な食生活を通じて豊かな人間性を育む地域づくり』を基本理念に、国際社会全体で広がりを見せる持続可能な生産消費形態の確保も視野に入れながら、新しい生活様式下での健康意識の高まりを实践へつなげるための取り組みを推進し、市民の皆様の豊かな生活の実現と、健康寿命の延伸に寄与したいと考えております。

市民の皆様及び関係機関等と協力しながら、本市の豊富な農水畜産物を活かし、地域と調和のとれた食育を推進するためご理解とご協力をお願いいたしますとともに、本計画策定に当たり貴重なご提言やご意見をいただきました関係機関や団体、市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和4年3月

三沢市長 小檜山 吉紀

# 第3次三沢市食育推進計画 目次

## 第1章 計画の基本的事項

---

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第2章 食をめぐる現状とこれまでの取り組み

---

1. 三沢市の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 食生活に関する現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3. 農林水産業の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
4. これまでの市や関係団体等の取り組み・・・・・・・・ 14

## 第3章 第2次計画までの成果と課題

---

1. 第2次計画の成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
2. 今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

## 第4章 基本理念と目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

## 第5章 施策の推進

---

1. 食育推進の目標値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
2. 重点目標別の各ライフステージにおける取り組み・・ 25

## 第6章 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

## 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

## 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

# 第1章 計画の基本的事項

## 1. 計画策定の趣旨

三沢市では、食育基本法に基づいた「三沢市食育推進計画」を平成24年に、「第2次食育推進計画」を平成29年に策定し、市民一人一人が健全で豊かな食生活を実践することができるよう必要な能力を育むべく、家庭、学校、幼稚園、保育施設、さらには地域において密に連携を図りながら食育を推進してきました。

そのような中、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大で外出自粛や在宅勤務が増加するとともに自宅での食事の機会が大幅に増加したため、家庭での食事の在り方を見直す必要性が高まっているほか、家庭外での集いの場や共食の場の減少から子どもたちへの食育の機会も失われるなど、今後の取り組みへの課題は大きくなっています。

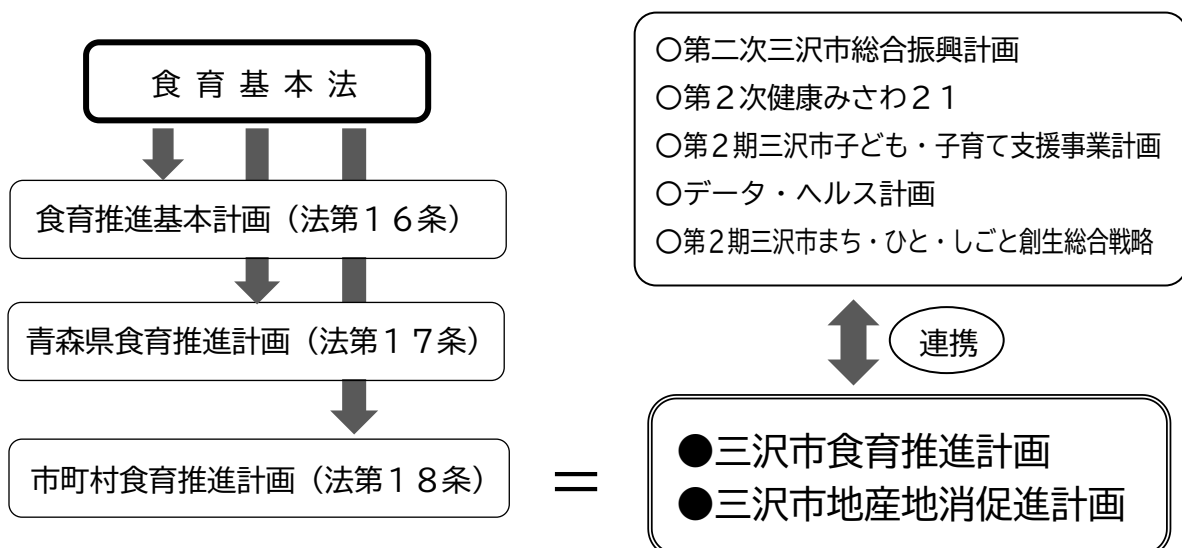
また、これまで同様に肥満率や糖尿病罹患率の高さなど、食をはじめとした生活習慣が深く関わる市民の健康課題解決に取り組むとともに、SDGs\*【持続可能な開発目標】等も視野に入れた施策の実施が望まれます。

これらの新たな課題を踏まえつつ、三沢市の特性と農林水産物を活かした地産地消\*の推進を併せたより実効性のある食育を推進するため、第3次食育推進計画を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項に規定される「市町村食育推進計画」及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）第41条第1項に規定される「地域の農林水産物の利用促進についての計画」として位置づけます。

また、「第二次三沢市総合振興計画」を上位計画とし、「第2次健康みさわ21」や「三沢市子ども・子育て支援事業計画」など各種計画との整合性を図りながら市の食育を推進していきます。



### 3. 計画の期間

本計画の実施期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化などにより見直しが必要となった場合は、関係機関・団体などからの意見を得て見直しを行います。



三沢市では、SDGsの理念を意識しながら各事業を実施していきます。

## 第2章 食をめぐる現状とこれまでの取り組み

### 1. 三沢市の状況

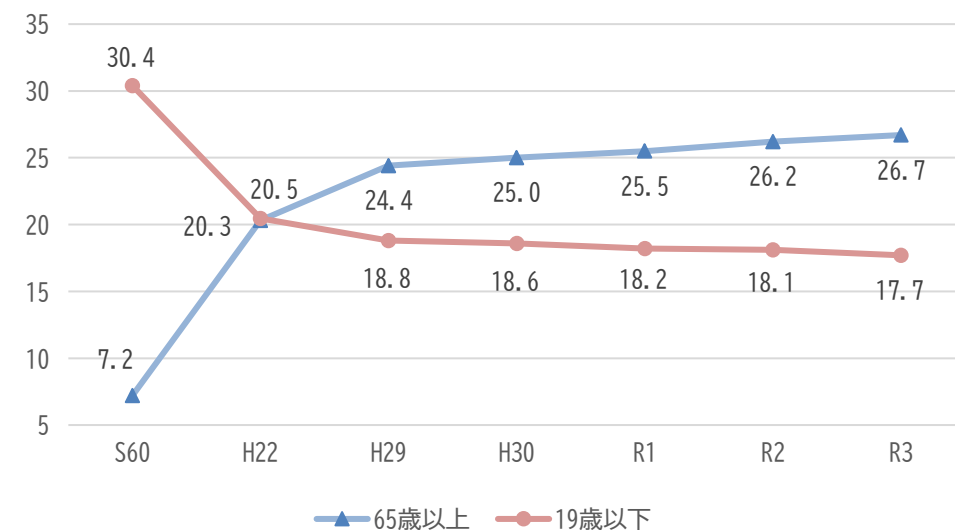
- ①三沢市の人口は38,872人(令和3年4月1日現在)と減少傾向にあり、世帯数は横ばいです。昭和60年時点と比較すると、人口が減少していても世帯数は増加しており、核家族化の進行等により1世帯当たりの人数が減少している様子がうかがえます。(図1)
- ②全人口に占める高齢者の割合は年々増加しています。平成22年度までは19歳以下の割合が65歳以上の割合を上回っていましたが、その後逆転し少子高齢化が進んでいます。(図2)
- ③市全体で見る主な死因の内訳は悪性新生物(がん)、心疾患、脳血管疾患で約5割を占めています。(図3)

図1 人口・世帯数の推移 (三沢市)



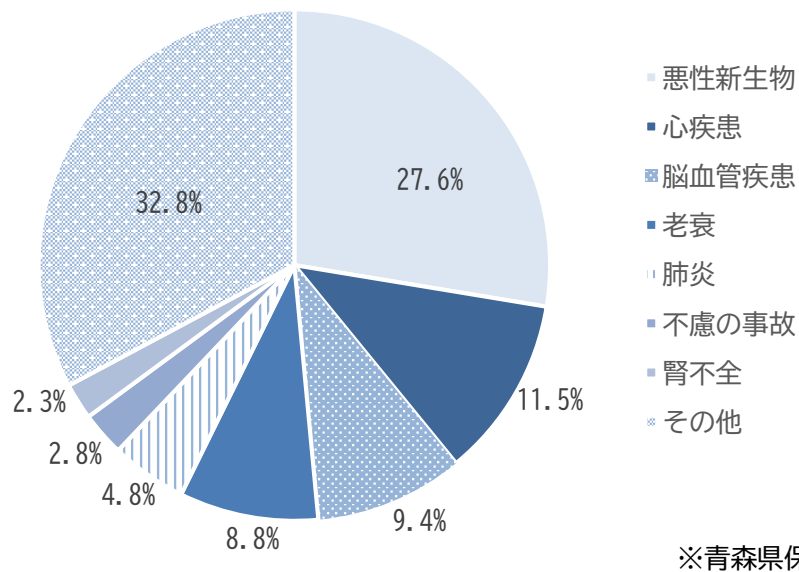
※市民課統計

図2 高齢者及び若年者人口の割合 (三沢市)



※市民課統計

図3 主要死因別割合（令和元年度 三沢市）



## 食育コラム

### 【 動脈硬化予防がカギを握る 】

死因の多くを占める心疾患や脳血管疾患は、血管の弾力性が失われる動脈硬化が要因となります。

血管を健やかに保つには、普段の食事がとても大切。高カロリー、高コレステロール、甘い物や炭水化物、塩分の摂り過ぎに注意し、ビタミン C、ビタミン E、EPA、クエン酸、たまねぎやんにんにに含まれるアリシンなどをバランスよく摂るよう心がけましょう。塩分を控え、野菜や果物を適量摂ることは、がんの予防にもつながります。

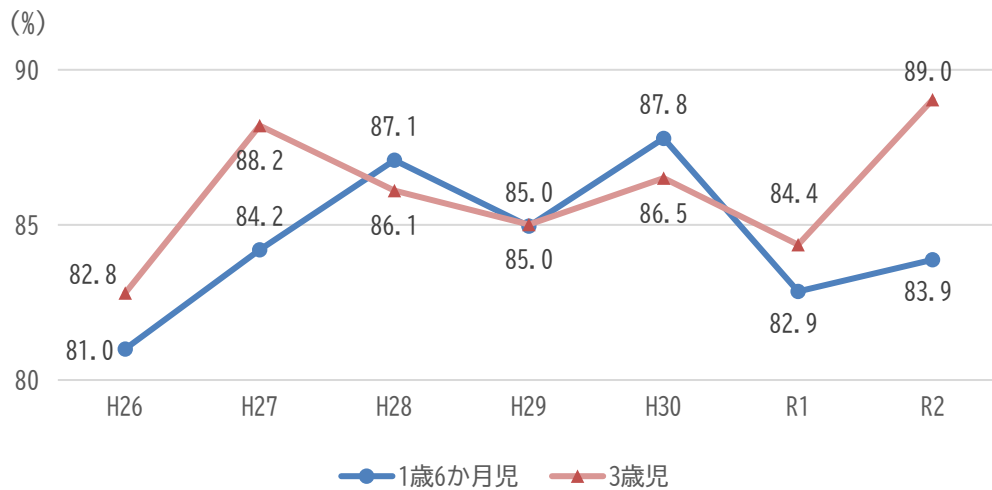


## 2. 食生活に関する現状

### 【乳幼児期】

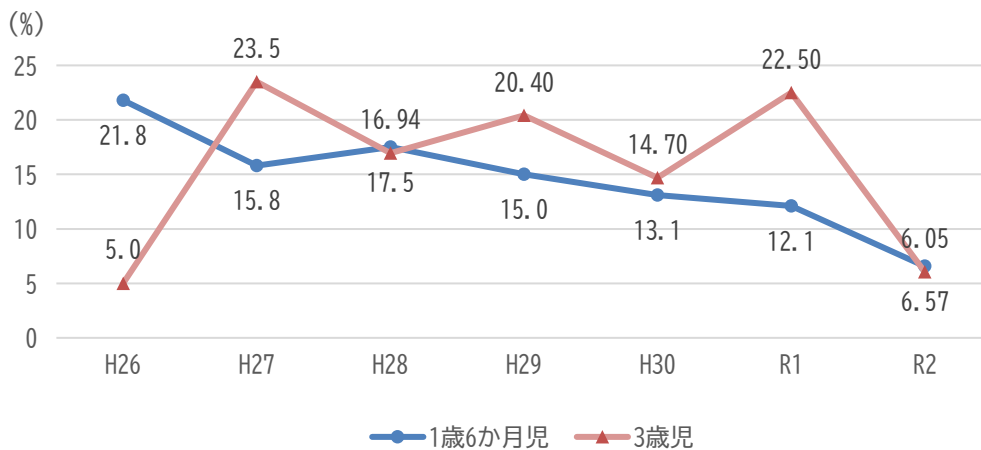
- ①子どもに時間を決めて間食を与えている保護者の割合は、1歳6か月児、3歳児ともに80%台で推移しており、直近の値は3歳児で特に高くなっています。(図4)
- ②1日3回以上甘い物を飲食する習慣がある幼児の割合は、1歳6か月児では減少傾向が見られ、3歳児でも直近の値は低くなっています。(図5)
- ③虫歯有病者率の比較を見ると、1歳6か月児では国・県より大幅に高い状態が続いており、平成28年からは3歳児でも国・県の値を超える状態が続いています。(図6・図7)

図4 時間を決めて間食を与えている保護者の割合



※市乳幼児健診結果

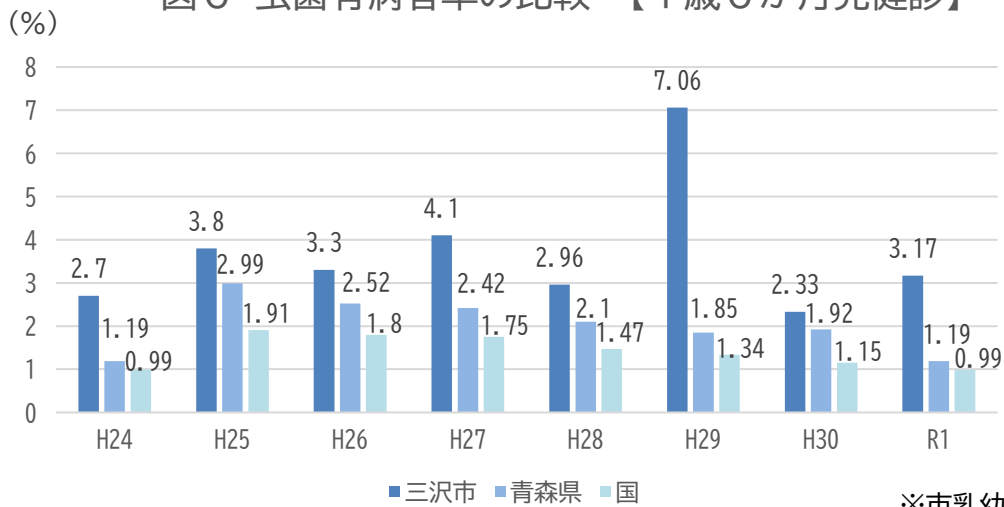
図5 1日3回以上甘い物を飲食する習慣がある幼児の割合



※市乳幼児健診結果

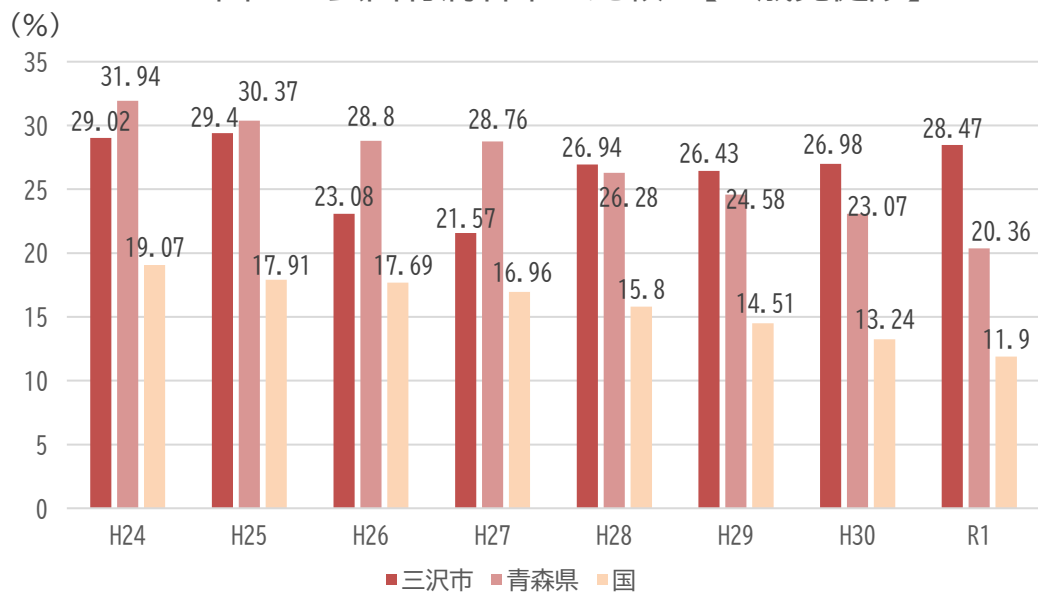


図6 虫歯有病者率の比較 【1歳6か月児健診】



※市乳幼児健診結果

図7 虫歯有病者率の比較 【3歳児健診】



※市乳幼児健診結果

## 食育コラム

### 【 永久歯の健康は乳歯の健康から 】

虫歯になった乳歯が抜けた後も、口の中に残った虫歯菌は永久歯にも影響を与えます。子どもの歯を虫歯から守るには、①虫歯菌の塊である歯垢(プラーク)の除去、②間食は量より回数を減らす、③歯の質を丈夫にする、といった取り組みが大切になります。

ホームケアに加え、①や③については幼児期からの定期的な歯科受診が必要です。

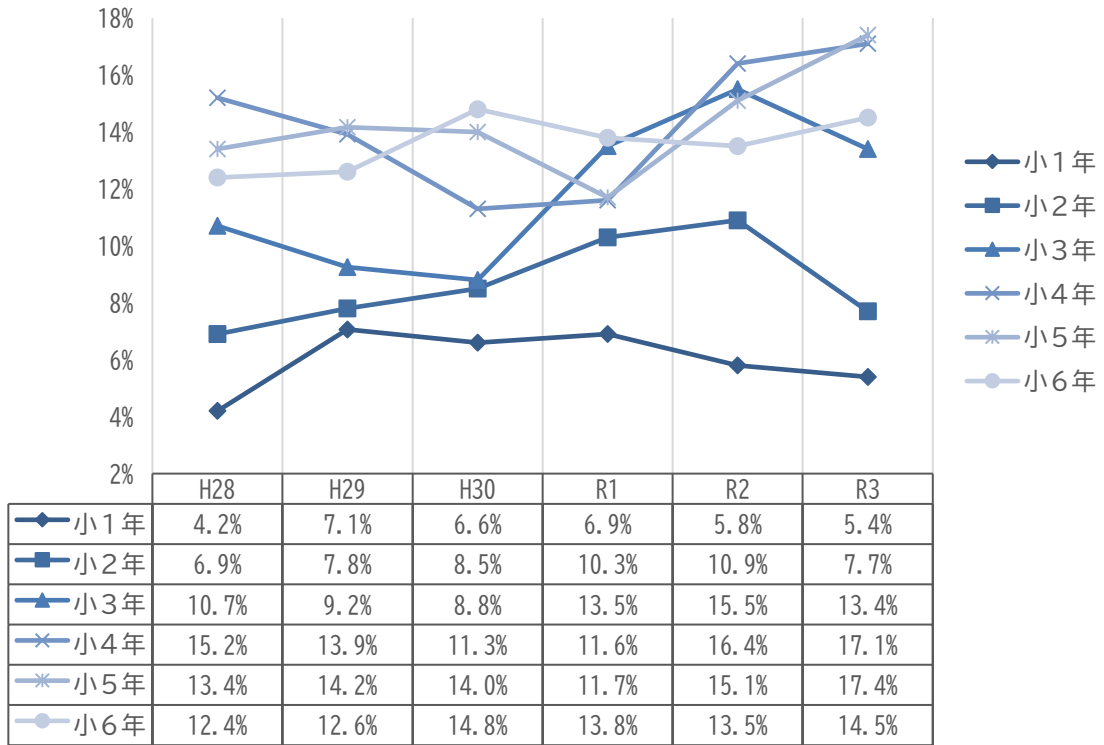
家庭で意外と見落としがちなのが飲み物に含まれる「糖」。発熱時や、炎天下での外遊び時以外は水やお茶での水分補給を心がけましょう。

参照:公益財団法人 母子衛生研究所「母子保健」

【学童期】

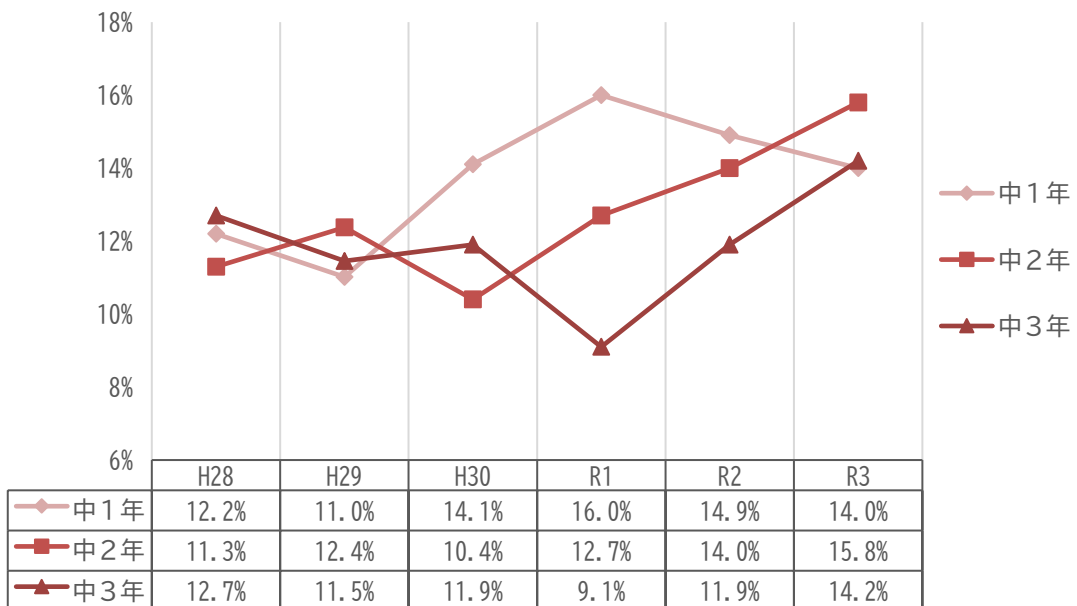
- ①市内児童生徒の肥満出現率は、第2次計画策定時と比較すると全学年で増加傾向にあります。  
令和元年度時点では全ての学年で全国平均を上回っています。(図8、9、10、11)
- ②朝食の欠食率は、前回アンケート結果と比較し、小学3年生では減少しているものの、  
小学6年生、中学3年生では増加しています。(図12)
- ③朝食時の孤食\*の割合に関しても、小学3年生では減少、小学6年生、中学3年生では増加  
しています。(図13)

図8 三沢市児童の肥満出現率の推移



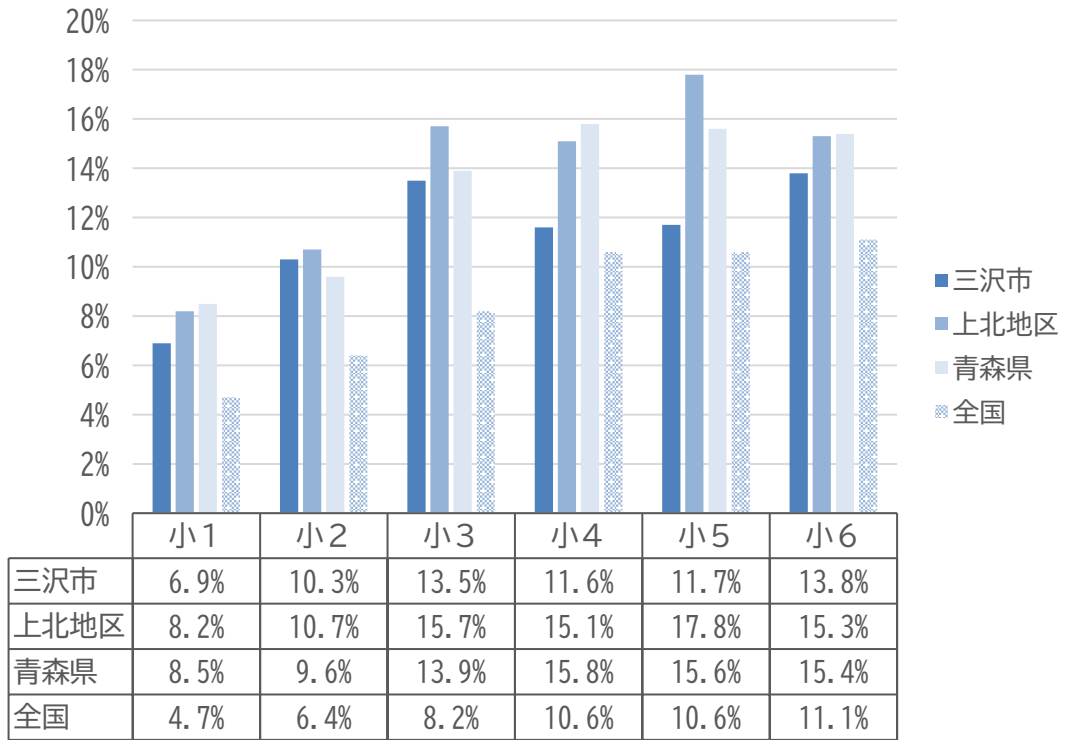
※学校保健調査

図9 三沢市生徒の肥満出現率の推移



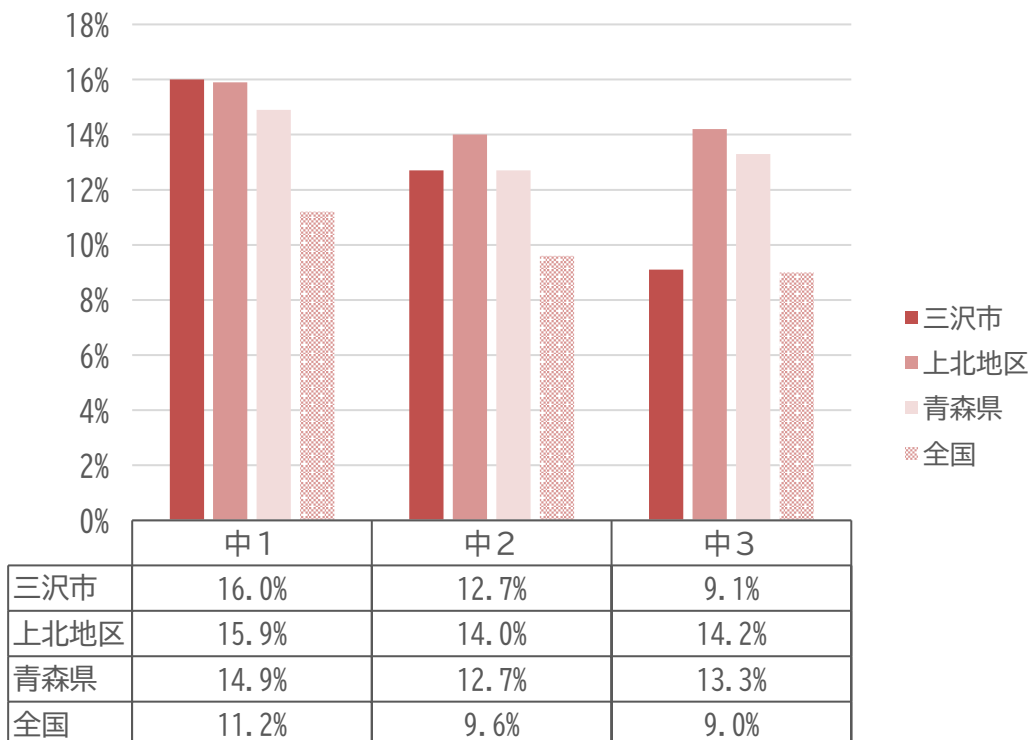
※学校保健調査

図10 肥満傾向児出現率の比較【小1～小6】  
(令和元年度)



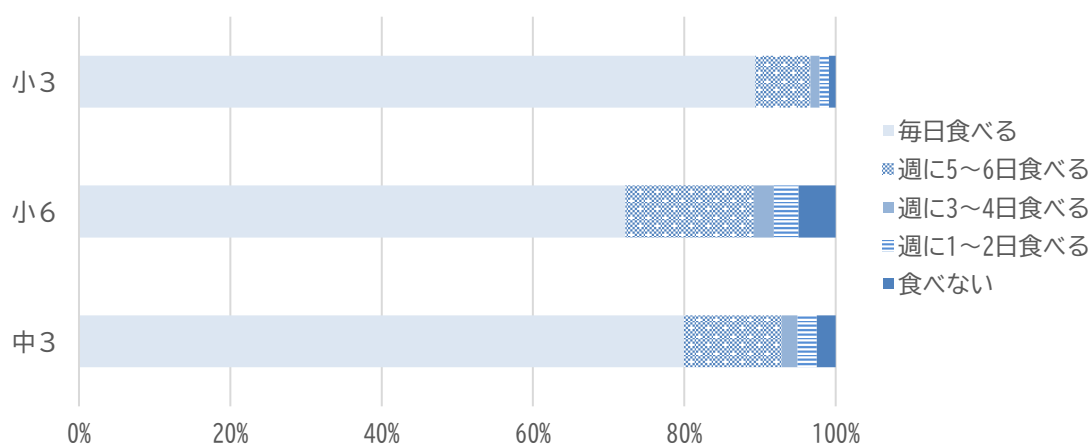
※学校保健調査

図11 肥満傾向児出現率の比較【中1～中3】  
(令和元年度)



※学校保健調査

図12 朝食を食べる割合（令和3年度）

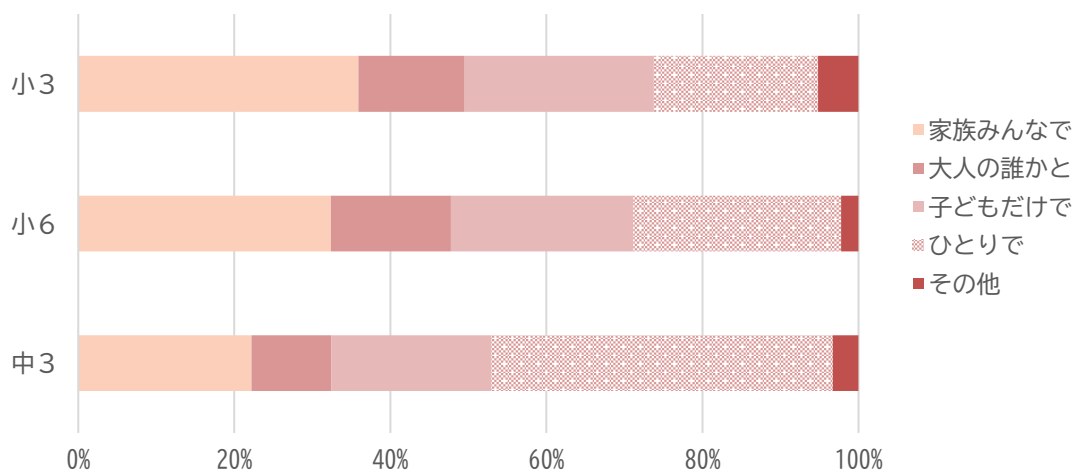


【 朝食欠食率 】

	「毎日食べる」割合		「(週に1回も) 食べない」割合	
	平成28年度	令和3年度	平成28年度	令和3年度
小学3年生	87.3%	89.6%	1.0%	0.9%
小学6年生	86.3%	80.2%	0.3%	2.2%
中学3年生	80.1%	73.4%	1.9%	4.9%

※朝食に関するアンケート調査

図13 孤食の現状≪朝食≫（令和3年度）



【 孤食の現状（回答が「ひとりで」の割合） 】

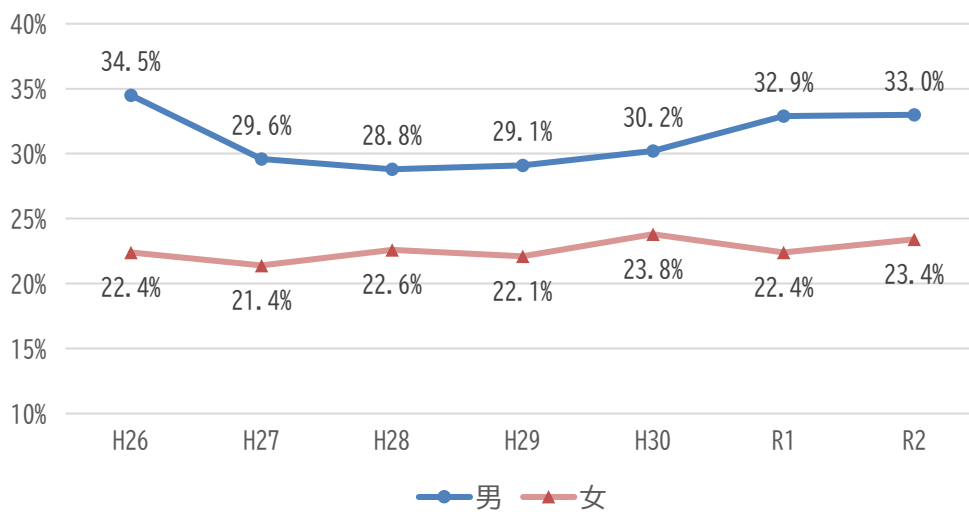
	平成28年度	令和3年度
小学3年生	21.1%	19.8%
小学6年生	25.8%	26.1%
中学3年生	40.7%	43.4%

※朝食に関するアンケート調査

【成人期】

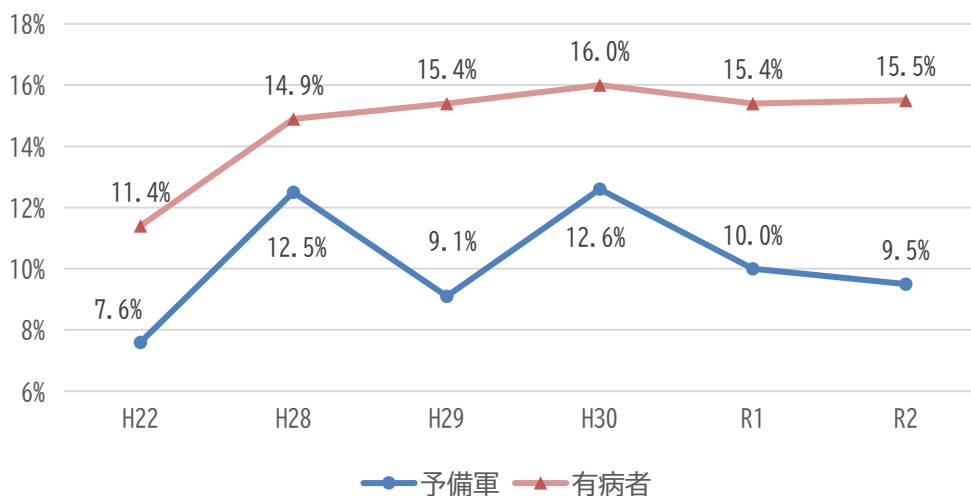
- ①市民がん検診・特定健診から見る40歳以上の肥満者\*の割合は男女ともにほぼ横ばいが続いています。(図14)
- ②市の特定健診の結果から見る糖尿病の有病者率(血糖値要医療・医療継続)は微増傾向、予備軍(血糖値要指導C)は増減がありますが10年前の割合より増加しています。(図15)
- ③三沢市の糖尿病の標準化死亡比は県と比較し男性で約1.5倍の高さとなっています。(図16)
- ④尿中塩分検査における平均食塩排泄量は、県平均と比較し1g以上少ない状態が続いていましたが、直近の値でやや増加し、県平均との差も縮んでいます。(図17)

図14 40歳以上の肥満者割合(三沢市)

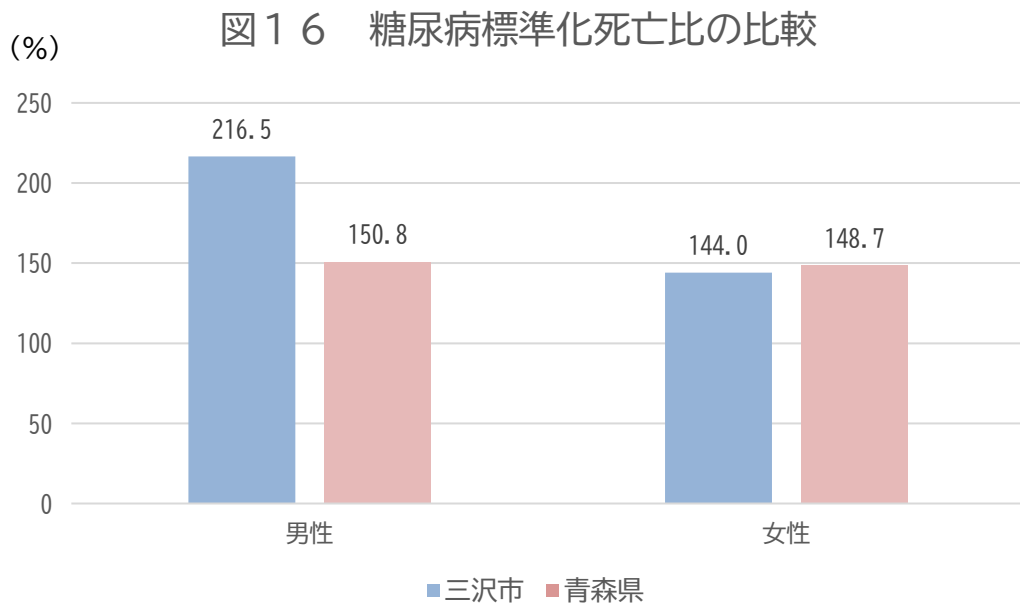


※市特定健診結果

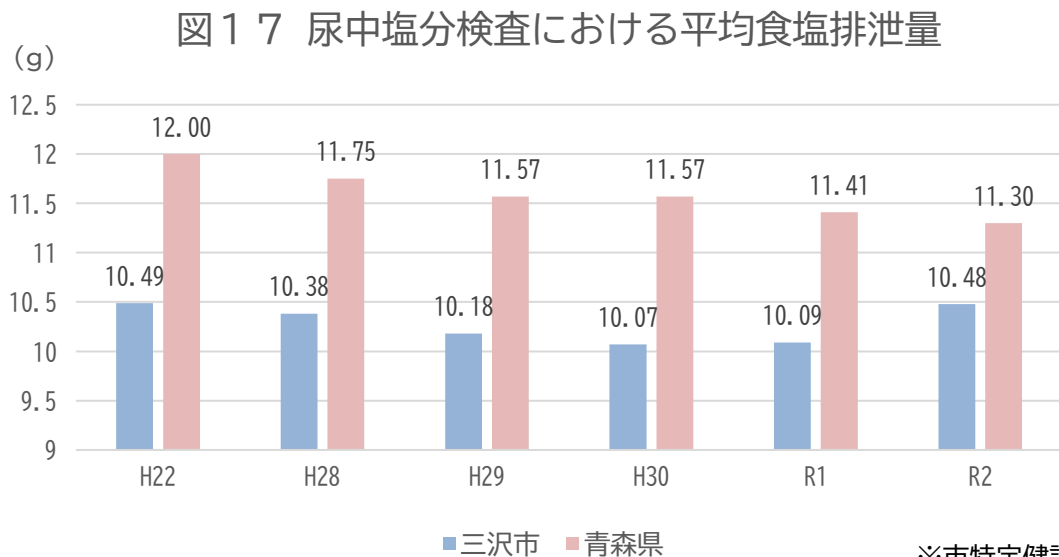
図15 糖尿病有病者率の推移(三沢市)



※市特定健診結果



※青森県保健統計年報



※市特定健診結果

### 食育コラム

#### 【できるところから減塩を】

食塩の摂り過ぎは、血圧上昇、循環器疾患、胃がん、骨粗鬆症等のリスク上昇につながります。

だしや酢を利かせる、低塩の調味料を使用する、風味づけに香味野菜(しょうが、にんにく、しそ、みょうが等)を使用するなど、できるところから減塩に取り組み、徐々に薄味に慣れていきましょう。

食塩摂取量 国の目標値



男性 7.5g 女性 6.5g

11.1g 三沢市 10.0g

3.6gオーバー 3.5gオーバー

※濃い口しょうゆ小さじ1=塩分1g

### 3. 農林水産業の現状

自然豊かな三沢の大地では、全国有数の生産量を誇るごぼう、長芋、にんにくなどが生産されるほか、養鶏、養豚なども盛んに行なわれています。また、三沢漁港は、全国の漁船が利用できる第3種漁港で、漁業者は、イカ釣りやホッキ桁網・一本釣り漁業などで旬の魚介類を水揚げしています。良質なスルメイカは「三沢昼いか」としてブランド化され、ホッキ貝は三沢の冬の味覚として「ほっき丼」が名物になっています。

農産物はみさわ野菜市場、ビードルプラザ内の産直市場、道の駅みさわ内の「くれ馬ぱ〜く」などで、水産物は三沢市漁協直売所などで販売しています。

①三沢市の第一次産業就業率は減少しており、農家数、農家人口も同じく減少しています。

(図18・19)

②水産物の漁獲量は、主要魚種であるスルメイカやホッキ貝、その他の魚種でもピーク時に比べ、全般的に減少傾向となっています。(図20)

図18 産業別人口の比率の推移(三沢市)

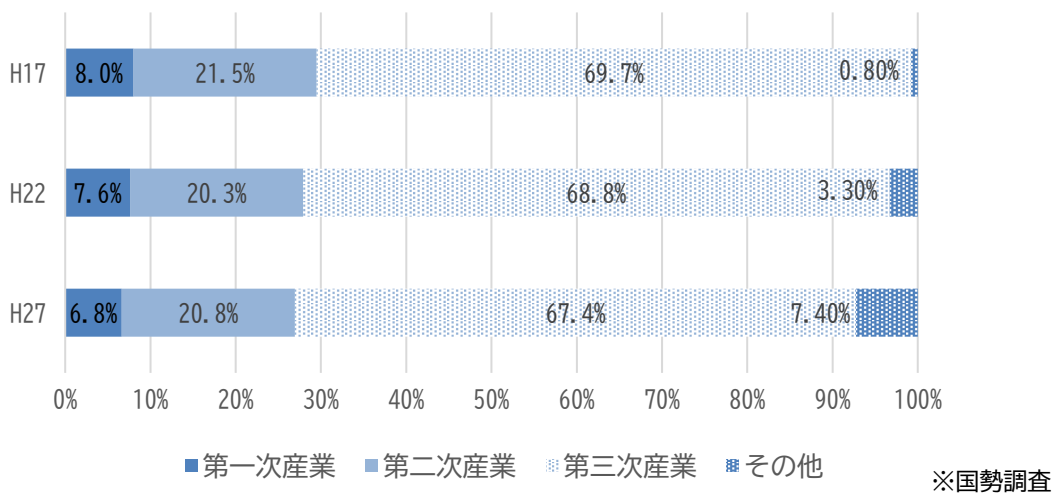


図19 農家数・農家人口の推移(三沢市)

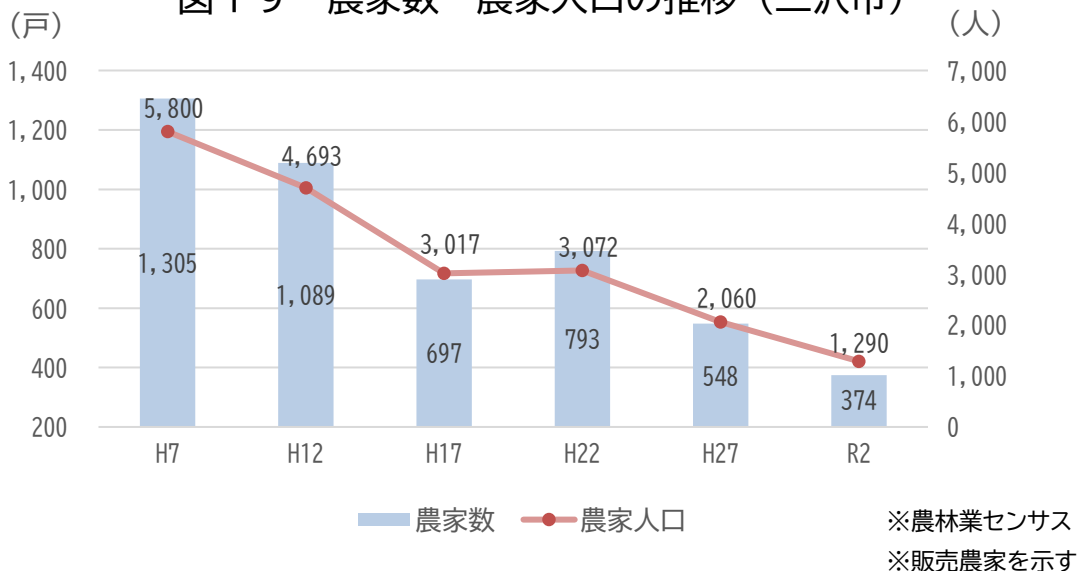
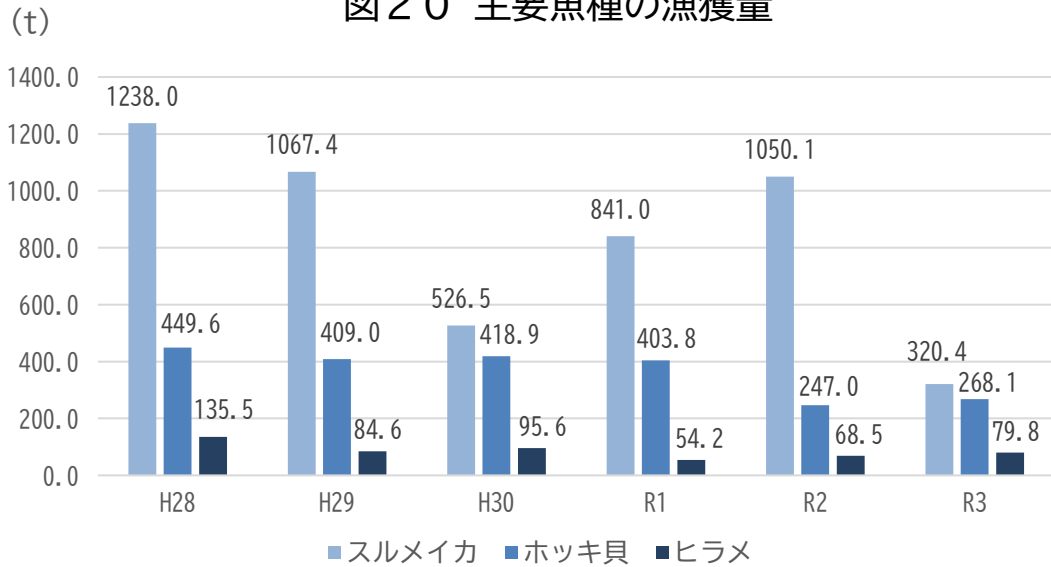


図20 主要魚種の漁獲量



※海面漁業生産統計

## 食育コラム

### 【 特産物で健康 UP！ 】

三沢市の特産物には、いずれも健康維持に役立つ栄養素が豊富に含まれています。

積極的に食事に取り入れましょう！

- ごぼう…血糖値やコレステロール値の低下、便通の改善・腸内環境を整える、肥満やがん予防等
- 長芋…消化を助ける、疲労回復、免疫機能の増強・活性化、ウィルス・細菌・がん細胞の増殖抑制等
- にんにく…殺菌作用、疲労回復、がん予防、コレステロール値や中性脂肪値を下げる等
- スルメイカ…美肌効果、免疫機能向上、疲労回復、肝機能維持等
- ホッキ貝…貧血改善、血圧やコレステロール値低下、肝機能維持等





#### 4. これまでの市や関係団体等の取り組み

※新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見合わせている事業もあります。

##### (1) 行政における取り組み

実施主体	事業名	内容・目的（前計画からの継続の有無）	
健康推進課	プレママクラス ハローベビークラス	両親学級・母親学級として、妊娠期からの食生活の改善を呼びかけている。	継続
	乳幼児健康相談・健診時の栄養指導・相談	離乳食や野菜スープの試飲、集団・個別栄養相談を通し、早期からの食育の重要性を伝えている。	継続
	健診事後指導	市の特定健診や骨粗鬆症 <sup>こつそしょうしょう</sup> 検診の結果、生活習慣の改善が必要な方に食事や運動についての助言を行っている。	継続
	地区栄養教室	町内会単位の集いの場を活用し、その年毎のテーマに沿った内容で調理実習・試食・講話を行い、食事の望ましい摂り方を伝えている。	継続
	糖尿病予防教室	健診結果から血糖値に注意が必要な対象者を抽出し、体組成や野菜摂取量の測定、医師や管理栄養士の講話、運動教室等で発症予防や血糖コントロールの方法について伝えている。	継続
	成人歯周病検診	歯周病の早期治療や悪化防止のため節目年齢の方には検診料を助成し、歯の喪失 <sup>そしやく</sup> 予防や咀嚼機能の維持につなげている。(8020 運動*)	継続
	健診時のフッ化物塗布無料券の配布	幼児の歯科健診時に保護者の希望によりフッ化物塗布を行っている(1歳6か月・2歳・3歳)。併せて無料券を配布し、歯科医院での定期的なケアにつなげている。	継続
	フッ化物塗布 フッ化物洗口	市の虫歯有病率が国・県平均よりも高かったことから平成9年よりモデル事業として開始し、現在市内全幼稚園、保育施設、小・中学校においてフッ化物洗口を継続実施している。	継続
介護福祉課	からだぴんぴん教室	歯や口の健康、低栄養予防等、高齢期の健康課題を取り上げ、講話や実践指導で予防法の普及啓発を行っている。	継続
	おらほの寺子屋 いきいき教室	料理教室等を団体ごとに計画し、実施している。 希望に応じ低栄養予防や口腔機能低下の予防に関する普及啓発を実施している。	継続
	いきいきデイセンター	通所でレクリエーションや交流を図り、入浴や食事サービスを行っている。昼食前に口腔体操を実施し、咀嚼 <sup>そしやく</sup> 機能の維持につなげている。	継続

産業観光課	三沢ブランド 特産品認定	市の地域資源又は特性を活かした魅力ある商品を三沢ブランド特産品として認定し、地域農林水産物を素材とした加工品の消費拡大と知名度向上に取り組んでいる。	新規
農政課	三沢市民いきいき農園	市民に対し土に親しむ機会を提供し、収穫の喜びを体験してもらい、農作物の栽培を通し農業に対する理解を深めてもらうことで、地産地消及び食育の推進に寄与している。	継続
	農業青年会議	地産地消イベントにおける対面販売で消費者と交流する他、保育施設や児童館を訪問しての餅つき体験の実施など地域交流イベントに参加することにより、多年齢層との交流と併せて食育の推進に寄与する。	継続
水産振興課 (みさわ港まつり 協賛会)	みさわ港まつり	周辺市町村からも集まる大勢の来場者に、地元産の生鮮魚介類などをPRする機会となっている。	継続

## (2) 地域・ボランティアと連携した取り組み

実施主体	事業名	内容・目的（前計画からの継続の有無）	
食生活改善 推進委員会*	だし活事業	健康寿命*の延伸を目的とする県の減塩推進事業である「だし活・健活・減塩推進事業」の地域での普及・定着のため、市内スーパーや乳幼児健診の場でPR活動を行っている。	継続
	広報みさわへの 食育記事連載	地元食材を使ったレシピの紹介やテーマに沿った健康コラムなどを掲載している。 レシピコンテストとして小学校児童から募集した料理についても紹介している。(新規)	継続 新規
	骨粗鬆症予防教室	市の骨粗鬆症検診受診者を対象とし、骨の健康維持に必要な栄養素摂取のためのレシピ紹介と、運動についての教室を市と共同で実施している。	継続
	おやこの料理教室	親子で一緒に料理をしながら五感を使って食に触れてもらい、好き嫌い軽減等へのきっかけとしている。	継続
	クラブ活動への協力	市内小学校の選択式クラブ活動のうち、料理部門に協力。簡単レシピの軽食やおやつ作りを通して、自分で調理して食べる楽しさを伝えている。	新規
古間木地域食堂 くるみ	三沢市協働のまちづくり 市民提案事業採択事業 (広報広聴課)	孤食や貧困の改善を目的とし、地域の方々の顔の見える関係づくり、相談や会話ができる場として、福祉や健康に関する支援が必要な方に早期に対応できる体制を確立している。	新規

(3) 学校や保育施設での取り組み

実施主体	事業名	内容・目的（前計画からの継続の有無）	
市内保育施設	給食・食育指導の推進	「食」を楽しみ、作り・分け与える経験と、箸の持ち方等食事のマナーアップ、野菜の栽培・調理体験を通して、命をいただいていることを実感させ、さらに地元で採れる野菜等を材料とした給食メニューや手作りおやつを取り入れた地産地消などを推進している。	継続
市内幼稚園	給食・食育指導の推進	健康な心と体を育て、幼児が進んで食べようとするためには、どのような環境や教師の関わりが必要となるかを教師間での共通理解を図りながら、幼児の年齢に合わせた食に興味の持てる行事を計画・実践している。	継続
学校教育課	小中学校計画訪問	計画訪問において、児童生徒の肥満出現率等の結果をもとに食育の推進を図っている。	継続
市内小学校	給食試食会	学校給食への理解を深めることを目的に、保護者を対象とした給食の試食会を行っている。	継続
学校給食センター	食育出前授業	食育の推進を図るため、市内全小中学校に給食センターより栄養士が出向き、食に関する様々なテーマで授業を行っている。	継続
	学校給食時間における学校訪問	成長期にある児童生徒がバランスのとれた食事を摂ることの大切さを理解できるようにすることを目的とし、市内小学5年生、中学1年生を対象として、給食時間に訪問し、指導を行っている。	継続
	バイキング給食	自分に適した食事を自ら選択し、望ましい食生活を営む自己管理能力を身に付けることを目的とし、地元の食材を取り入れたバイキング給食を行っている。	継続
三沢高校	全日制	朝食の大切さや栄養の大切さを学び、ライフステージを通して健康な生活を送れる力を身につけるだけでなく、家族の健康も考えた食生活を送れるよう支援している。	継続
	定時制	朝食の大切さや思春期に必要な栄養の知識や技術などを外部講師を活用しながら学び、実生活において自ら食事を用意し、健康的な生活を送れるよう支援している。	継続
三沢商業高校	課題研究	農協・漁協・商工会など、6つに分かれた部会がそれぞれのテーマで地域の専門家から計画・商品開発・販売などを学び、地域活性化に向けた活動を直に体験。三沢産の農水畜産物を活用した商品開発や消費拡大等を目的に研究を進め、地域活性化及び地産地消の推進に取り組んでいる。	継続

(4) その他団体における取り組み

実施主体	事業名	内容・目的（前計画からの継続の有無）	
三沢市自治 振興公社 (一般財団法人)	シニア健康講座 みんなの健康講座 (栄養講座)	食事の摂り方についての講話に併せ、減塩スープの試食を行い、実際の味付けや食材の使い方について学ぶ機会となっている。	継続
三沢市漁業 協同組合	ブランド化の推進	市の主要魚種であるスルメイカ「三沢昼いか」、ホッキ貝、ヒラメのブランド化及び知名度向上のための取り組みを推進している。	継続
	三沢ほっきフェア	地元産のホッキ貝や、ホッキ貝を使った料理も販売し、市内外の来場者にPRしている。	継続
	直売所の設置	地元産の生鮮魚介類や水産加工物を販売するとともに、直売所の広場を活用して主要魚種の品質の良さや知名度向上を図るイベントを実施している。	継続
	魚食普及事業	地元産のスルメイカ「三沢昼いか」やホッキ貝、ヒラメを利用したオリジナル料理を作ることで、地元食材への親しみや魚食普及を行っている。	継続
三沢市観光協会 (一般社団法人)	MISAWA BBQ 地産地消 ジャンボリー	市農畜産業や地域農産物を観光客も含め、広く周知する目的で開催。三沢市のBBQ文化や地場製品のブランド力の向上に寄与している。	継続
おいらせ 農業協同組合	ちゃぐりんフェスタ	馬鈴薯掘り、ブルーベリー狩り、料理教室、工作等を通し、農業や食への理解を深めてもらっている。	継続
	ハロウィンかぼちゃ作り	ハロウィンかぼちゃの栽培・ランタン作り、お菓子作りを通して、家族でイベントや食文化を楽しむ機会を提供している。	継続
	野菜栽培出前教室	野菜苗の定植、野菜の料理教室を実施。 農業や野菜作りを身近に感じられる体験型の出前教室となっている。	継続
	女性部員による 料理教室	三沢市特産野菜、魚介類を使った料理や味噌作りで、地産地消の推進や郷土料理の伝承につなげている。	継続

(5) 食の安心・安全分野での取り組み

実施主体	事業名	内容・目的
三沢市漁業協同組合	三沢市魚市場の品質・衛生管理の推進	優良衛生品質管理市場の認定を受け、食の安全と信頼を兼ね備えた魚市場の運営に努めている。



## 第3章 第2次計画までの成果と課題

### 1. 第2次計画の成果

三沢市では食育推進の成果を客観的に把握するため、第1次計画に続き、第2次計画でも6項目の目標値を設定しました。これらの達成状況と今後の課題は次のとおりです。

達成度の判定	☆	「目標値」を達成した場合
	◎	「現状値」が第2次計画策定時点（以下「第2次策定時」という。）と目標値の範囲の5割を超えた場合 $\frac{\text{現状値}-\text{策定時}}{\text{目標値}-\text{策定時}} > 0.5 \quad \text{または} \quad \frac{\text{策定時}-\text{現状値}}{\text{策定時}-\text{目標値}} > 0.5$
	○	「◎」に達しないが数値の改善がみられた場合
	△	数値が悪化した場合

#### (1) 規則的な間食の摂り方の定着

子どもに時間を決めて間食を与える保護者の割合は3歳児で増加しています。外出自粛等に伴う自宅保育の増加で食事リズムの乱れも推測される中、市の乳幼児健診時の集団指導等も中止となっており、知識や情報の普及啓発の場の確保についても検討していく必要があります。

	第2次策定時	R2現状値	目標値	達成度
1歳6か月児	84.2%	83.9%	90%	△(-0.05)
3歳児	88.2%	89.0%	90%	○(0.44)

#### (2) 朝食の欠食率の減少

朝食の欠食率は小学3年生で改善がみられたものの、小学6年生、中学3年生では悪化しています。果物やヨーグルトなど、簡単なものでも何か食べて登校する習慣づけが必要です。

	第2次策定時	R3現状値	目標値	達成度
小学3年生	1.0%	0.9%	0%	○(0.10)
小学6年生	0.3%	2.2%	0%	△(-6.33)
中学3年生	1.9%	4.9%	0%	△(-1.58)

#### (3) 孤食の割合の減少（朝食時）

孤食の割合は、小学3年生の割合は減少、小学6年生、中学3年生では増加しています。ライフスタイルの多様化がさらに進み、特に朝食時における孤食の増加はやむを得ない現状もありますが、夕食時や休日には家族そろって食事をするよう呼びかけていきます。

	第2次策定時	R3現状値	目標値	達成度
小学3年生	21.1%	19.8%	10%以内	○(0.12)
小学6年生	25.8%	26.1%	15%以内	△(-0.03)
中学3年生	40.7%	43.4%	20%以内	△(-0.13)

(4) バランスのとれた朝食（主食・主菜・副菜又は汁物）の摂取割合の増加

バランスのとれた朝食の摂取割合は小学3年生、6年生で減少し、中学3年生では増加しています。児童生徒は給食を通してバランスのよい食事の摂り方を継続して学ぶとともに、保護者への情報提供や意識づけも随所で実施する必要があります。

	第2次策定時	R3現状値	目標値	達成度
小学3年生	44.0%	25.3%	50%	△(-3.12)
小学6年生	39.2%	35.2%	60%	△(-0.19)
中学3年生	34.0%	34.5%	60%	○(0.02)

(5) 肥満者の減少

肥満者の割合は第2次策定時と比較し、男女ともに増加しています。

外出自粛や在宅勤務などで活動量が減少した背景も推測できますが、肥満は様々な疾病の引き金になることから、予防・改善を目的とした普及啓発事業を推進していきます。

	第2次策定時	R2現状値	目標値	達成度
男性40歳～	29.7%	33.0%	20%	△(-0.34)
女性40歳～	21.4%	23.4%	20%	△(-1.43)

(6) 夜食・間食を摂る人の減少

平成30年度から目標として設定していた項目が下記の通り変更となったため正確な比較はできませんが、いずれの項目も目標値である10%を超えている状況です。

男女40歳～		第2次策定時	R2現状値	目標値	達成度
旧	夜食・間食を摂る	14.4%	—	10%	—
新	3食以外に間食や甘い飲み物を摂取することが毎日又は時々ある	—	50.4%		△(-8.18)
新	就寝前の2時間以内に夕食を摂ることが週3回以上ある	—	13.0%		○(0.32)

## 2. 今後の課題

成人の肥満率や児童生徒の朝食欠食率、バランスのとれた朝食の摂取率など、数値の悪化が目立つ項目も多く、更なる取り組みが必要となる中、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛や在宅勤務により活動量が落ち込む、食事のリズムが乱れるなどの生活習慣の悪化に拍車がかかっています。

イベントや集いの場が失われ、子どもたちが家庭の外で食体験に触れる機会や、高齢者が集える場など、地域の繋がりが大幅に減少しました。

飲食店や食品産業が受けた影響も甚大で、地域全体の活力が落ち込んでいます。

家庭における食事の支度に係る負担増加や、実践できる食育の各家庭間での格差等も新たな課題として挙げられる一方、コロナ禍が健康への意識を高めた点は、食育の推進という面においては追い風となっています。

オンラインやリモートで得られる多くの情報の中から信頼できるものを選んで生活へ反映し、新しい生活様式\*の下でもそれぞれが健康寿命の延伸へ取り組めるよう、関連する事業の展開方法も含め柔軟に対応していきます。

また、地元農林水産業への理解・協力や、環境に配慮した食行動をとる等、市民が賢い消費行動（エシカル消費\*）を実践できるよう働きかけ、「地域の食」の振興に繋げていきます。



## 第4章 基本理念と目標

新しい生活様式の中で高まった健康意識を正しい食習慣の実践へと繋げ、家庭での食育の見直し、オンラインの活用、食品ロス\*の削減、持続可能な生産消費形態の確保について市民ができることに取り組めるよう支援していきます。

### 【基本理念】

健全な食生活を通じて、豊かな人間性を育む地域づくり

#### 食と健康づくり

食に関する知識や食を選ぶ力を定着させ、新しい生活様式の下でも市民一人一人が健全な生活習慣や食生活を実践することを目指します。

##### 【重点目標】

- バランスのよい食事を規則正しく摂る習慣を定着させる。

#### 食と地域づくり

家庭・学校・保育施設・地域等が新しい生活様式の下でも実現可能な形で連携・協働し、食を共に楽しむ喜びを感じる事のできる、活力ある地域づくりの実現を目指します。

##### 【重点目標】

- 家庭や関係機関・団体が連携・協働し、地域全体で食育を推進する。

#### 食と地産地消

農漁業者と市民の繋がり・理解を深め、その特色を活かした地元食文化の継承や発展を推進します。食品ロスの削減や持続可能な生産消費形態の確保に取り組むことを目指します。

##### 【重点目標】

- 家庭や地域で地元の食材に触れる機会を増やし、食べ物や生産者への感謝の気持ちを育む。

## 第5章 施策の推進



食育の推進にあたっては、先に掲げた目標の達成のため、関係機関・関係団体がライフステージごとに必要なアプローチを継続的に展開していきます。

市においても、より効率的・効果的な推進体制構築のため国や県との連携のもと、その推進に努めます。

### 1. 食育推進の目標値

#### 【1. 食育に関心がある市民の割合】

関心がある・ どちらかと言えば関心がある（H25）	R5目標値
61.1%	70%

※第3次健康みさわ21策定時にアンケート調査をします

#### 【2. 規則的な間食の摂り方の定着】

	時間を決めて間食を与える (R2)	R8目標値
1歳6か月児	89.0%	90%
3歳児	83.9%	90%

#### 【3. 朝食の摂取率の増加】

	朝食を毎日食べる (R3)	R8目標値
小学3年生	89.6%	増加
小学6年生	80.2%	増加
中学3年生	73.4%	増加

#### 【4. **新規** 1日1回以上家族揃って食事をする割合】

	現状値	R8目標値
小学3年生 小学6年生 中学3年生	—	95%

【5. 肥満傾向児の減少】

	肥満傾向にある児の割合 (R3)	R8目標値
小学5年生	17.4%	減少

【6. 肥満者の減少】

	肥満者の割合 (R2)	R8目標値
男性40歳～	33.0%	20%
女性40歳～	23.4%	20%

【7. 糖尿病の有病者率の減少】

	40歳～男女 (R2)	R8目標値
有病者	15.5%	減少
予備軍	9.5%	減少

【8. **新規** 産地や生産者を意識して食品を選ぶ市民の割合】

現状値	R5目標値
—	75%

※第3次健康みさわ21策定時にアンケート調査をします

【9. 学校給食における地元産食材の割合】

	H27	R8目標値
学校給食における 地元産食材の割合	11.5%	増加

## 2. 重点目標別の各ライフステージにおける取り組み

### 重点目標1【バランスの良い食事を規則正しく摂る習慣を定着させる】

ライフステージ	市民の取り組み	市や関係団体の取り組み
妊娠期	<p>両親学級や妊婦健診を通し知識を得て、生活に活かしましょう。</p> <p>胎児の成長や体の変化に伴い必要となる栄養素を過不足なく摂るとともに、出産後の育児における規則正しい食習慣の基盤をつくりましょう。</p>	<p>○妊婦連絡票や母子健康手帳交付時、妊婦相談(訪問)時に保健師、助産師、栄養士等が助言を行い支援します。</p> <p>○両親学級・母親学級において妊娠・授乳期に必要な栄養素や食事の摂り方について助言します。</p>
乳幼児期	<p>授乳や離乳食のリズムを整え、家族での和やかな食事を意識しましょう。</p> <p>保護者は市の乳幼児健診や育児相談から必要な情報を得るとともに、家庭での食事と保育施設での食体験を通し、味覚の幅を広げましょう。</p> <p>しっかりよく噛んで食べ、毎日の歯磨きや定期的な歯科受診を習慣にしましょう。</p>	<p>○両親学級や乳幼児健診を通して、知識の普及や不安の解消を図ります。</p> <p>○保育施設では、子どもや保護者が食に関心を持ち、食育を実践できるよう働きかけます。</p> <p>○よく噛んで食べる習慣づけや歯の健康について啓発を行い、フッ化物塗布やフッ化物洗口を推進します。</p>
学童期・思春期	<p>家族で食について考える時間を持ち、朝食を摂る習慣やよく噛んで食べる習慣の定着、間食の摂り方など食生活における自己管理能力を体得しましょう。栄養バランスのとれた食べ方を学び、適正体重を保つことが健康に繋がることを理解しましょう。</p>	<p>○学校給食や出前授業を通して味覚を育て、望ましい食習慣の習得を支援します。</p> <p>○極端なやせ・肥満防止について正しい知識を定着させ、早期からの疾病予防に繋がります。</p>
成人期	<p>減塩や十分な野菜摂取を意識しながら3食規則正しく食べて適正体重を保ち、生活習慣病を予防しましょう。</p> <p>健(検)診を定期的に受け、必要な場合は事後指導を受けて生活に反映させましょう。</p>	<p>○様々な機会を通じて食生活に関する情報を提供します。</p> <p>○生活習慣の改善が必要な方には事後指導の中で、望ましい食生活について助言していきます。</p>
老年期	<p>個々の身体状況に合わせて過不足なく栄養素を摂り、フレイル*やサルコペニア*などを予防しましょう。</p> <p>また、口腔ケアにも取り組みましょう。</p> <p>積極的に集いや教室に参加し、健康情報を得て主体的に実践しましょう。</p>	<p>○健康増進・介護予防事業を通して高齢期特有の疾病予防を支援し、健康寿命の延伸を目指します。</p> <p>○地域包括支援センター等関係団体は各所で栄養指導を行います。</p> <p>○共食の場を提供し、情報の発信を行っています。</p>

## 重点目標2【家庭や関係機関・団体が連携・協働し、地域全体で食育を推進する】

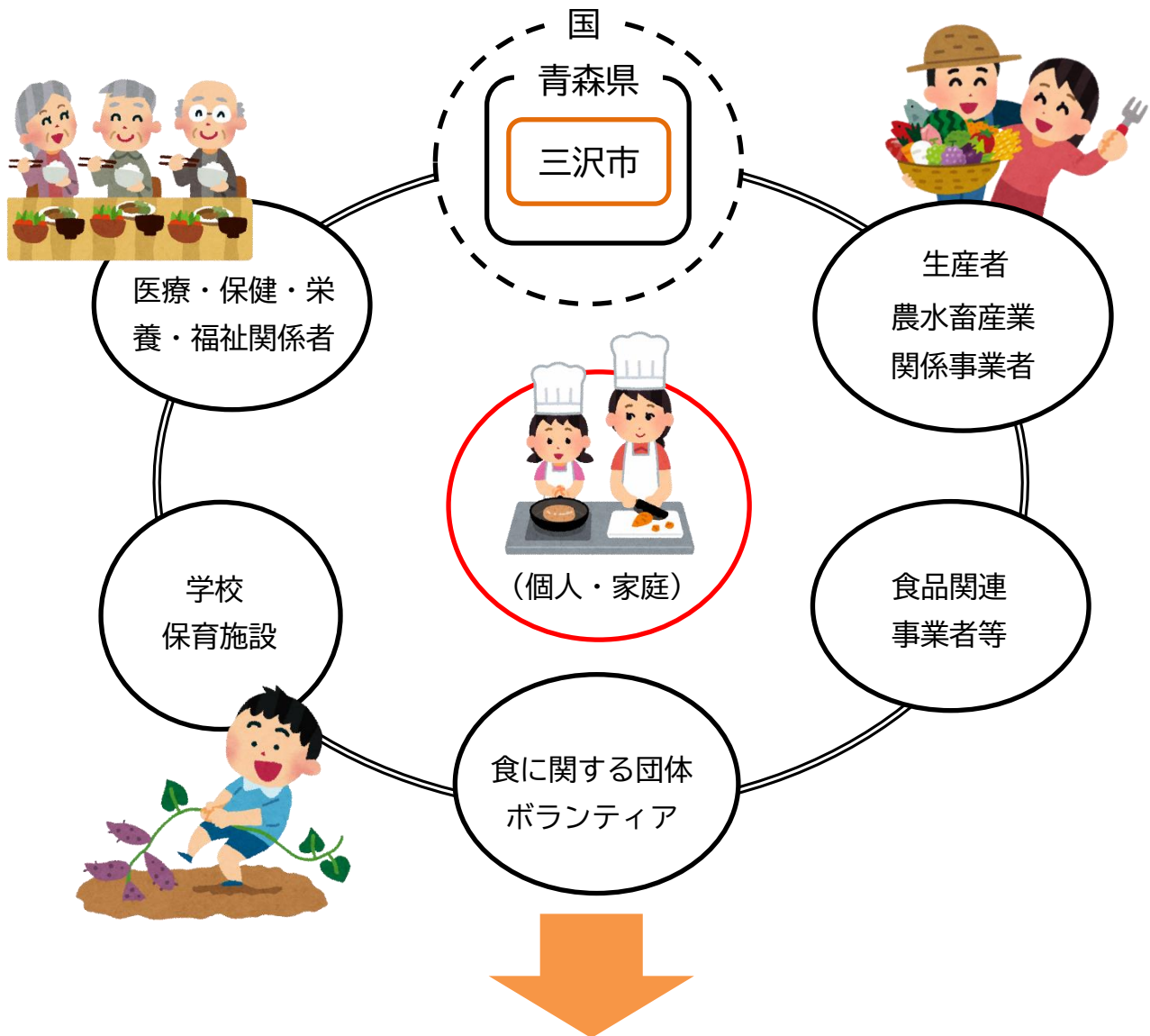
ライフステージ	市民の取り組み	市や関係団体の取り組み
すべてのライフステージ	<p>野菜の栽培や収穫体験、食に関するイベント等に積極的に参加し、家庭においても保育施設や学校での食体験を振り返り親子で共有するなど、食についての話題に触れる機会を増やしましょう。</p> <p>子どもの貧困や高齢者の孤食の深刻化を防止するため、地域で共に食事をする機会に参加しましょう。</p>	<p>○保育施設では野菜の栽培・収穫体験等を通して食への関心を高めます。</p> <p>○給食を通し、バランスのとれた食べ方の定着、食体験の積み重ねを行います。</p> <p>○各学校において食に関する課題を明確にし、家庭と共有・連携しながら改善に取り組みます。</p> <p>○保育施設や学校ではフッ化物洗口、市では健診でのフッ化物塗布、歯周病健診を継続し、定期的な歯科受診をすすめます。</p> <p>○共食の場の提供等、食育活動を行うボランティア団体等への活動支援を行います。</p>

## 重点目標3【家庭や地域で地元の食材に触れる機会を増やし、食べ物や生産者への感謝の気持ちを育む】

ライフステージ	市民の取り組み	市や関係団体の取り組み
すべてのライフステージ	<p>地元産の食材を知り、購入の際には産地を選ぶ基準のひとつにしましょう。</p> <p>すぐに使うものは期限の近いものを購入して食べきる、廃棄の少ない調理法を取り入れるなど、食品ロスの減少や地元農水産業の振興に協力するよう心掛けましょう。</p>	<p>○学校給食等では地元産の食材を積極的に使用します。</p> <p>○教育ファーム*や体験プログラム*を推進し、農業や漁業への関心・理解を深めます。</p> <p>○地元産の食材のブランド化を推進し、加工品の販売等に係るイベントやPR事業を推進します。</p> <p>○販売店では期限が近い食品からの購入を呼びかけ、少量販売、割引などで売り切る工夫を行います。</p>

## 第6章 計画の推進体制

食育の推進にあたっては、市民（家庭・地域）が健康寿命の延伸のための健全な食生活を実践し、各分野が主体性を持ってそれぞれの役割を果たしながら連携・協働して地域づくりを進めていくことが求められます。



『 健康寿命の延伸 』

『 豊かな人間性を育む地域づくり 』

## 用語解説（記載ページ順）

---

### ●食育ピクトグラム（表紙）

食育の取り組みを子どもから大人まで誰にでもわかりやすく発信するため、農林水産省で作成した表現を単純化した絵文字で表したものの。

### ●SDGs（P1）

2015年9月に国連サミットで採択された17項目の「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略。2030年までの達成に向け、国際社会全体で取り組みが進行している。食育の推進は、SDGsの17の目標のうち、特に「目標2. 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」、「目標3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」、「目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」について、貢献することが可能であると考えられている。

### ●地産地消（P1）

「地域生産－地域消費」の略語で、地元で生産された物を地元で消費しようとする取り組みのこと。生産者の顔が見え、話ができる状況で地域の農産物や食品を購入する機会を提供し、地域の農漁業と関係産業の活性化を図る。

### ●孤食（P7）

現代の食をめぐる特徴を表す言葉として全国的に使われている。

- ・孤食…家族と暮らしていながら、親や子どもが違う時間に一人で食事をする事。

また、一人暮らしの人が一人で食べる食事の事。

- ・個食…家族揃っての食事で、同じものではなくそれぞれが自分の好きな料理を食べる事。

### ●肥満者（P10）

ボディ マス インデックス  
BMI (Body Mass Index) 判定で25以上の者。

体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)で算出される肥満指数。統計的に最も病気にかかりにくいとされる「BMI22」を標準とし、18.5未満をやせ、25以上を肥満としている。

### ●8020運動（P14）

1989年より厚生省(当時)と日本医師会が推進している「80歳になっても20本以上の歯を保とう」と呼びかける運動。8020達成者は、非達成者よりも生活の質「QOL」を良好に保ち、社会活動意欲があるとの調査や、残っている歯の本数が多いほど食事をおいしいと感じ、寿命が長いという調査結果もある。

### ●食生活改善推進員会（P15）

地域住民の健康づくりを食生活の分野から推進しているボランティア団体で、全国では昭和30年頃から活動が展開されている。三沢市では平成元年以降30年以上にわたり、精力的に活動を続けている。

### ●健康寿命（P15）

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。2016年の健康寿命は男性72.14歳、女性74.79歳。一方「0歳における平均余命」である平均寿命は男性80.98歳、女性87.14歳で、健康寿命との差は男性で約9年、女性で約12年。この差を縮めることが、「元気で長生き」を実現させるために重要とされる。

### ●新しい生活様式（P21）

新型コロナウイルス感染症の感染防止のための基本的対策（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い）や、移動、買い物や食事、働き方等について、厚生労働省が公表した行動指針。

感染拡大を長期間にわたり防止するために日常生活に定着させ、実施していくことが求められる。

### ●エシカル消費「倫理的消費」（P21）

消費者それぞれが社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費行動を行うこと。

### ●食品ロス（P22）

まだ食べられるのに捨てられている食べ物のこと。全国の「食品ロス」の量は年間570万tにのぼり（令和元年度値）、1人当たり1年で約45kgとなる（1日約124g）。

### ●フレイル（P25）

老化に伴う活動量の低下や、気分的な落ち込み、社会的な繋がりの減少等が背景となり、身体能力の低下や健康障害を起こしやすくなった状態のこと。健常な状態と要介護の状態の中間的な状態で、日ごろの生活習慣によって要介護に移行する可能性があるが、逆に健常な状態に戻ることも可能な状態ともいえる。

### ●サルコペニア（P25）

加齢や疾患により筋肉量が減少し、全身の筋力低下および身体機能の低下が生じる状態のこと。食事の量やバランスが悪く栄養が十分でないことや、からだを動かさず運動量が少ない生活習慣などを背景として筋肉の量が減り、そのためにさらに運動量が減るという悪循環の結果、サルコペニアはより進行していく。

### ●教育ファーム・体験プログラム（P26）

自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めることなどを目的として、農林漁業者等が一連の農作業等の体験の機会を提供する取り組みのこと。なお、「一連の農作業等の体験」とは、農林漁業者から指導を受けて、同じ人が同じ作業について2つ以上の作業を2日間以上行うこと。



# 参考資料

## 食育基本法（平成十七年六月十七日法律第六十三号）

最終改正：平成二七年九月一日法律第六六号

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

（目的）

**第一条** この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

**第二条** 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

**第三条** 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

**第四条** 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

**第五条** 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

**第六条** 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

**第七条** 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

**第八条** 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

**第九条** 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第十条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

**第十一条** 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

**第十二条** 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

**第十三条** 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

**第十四条** 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

**第十五条** 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

**第十六条** 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

**第十七条** 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

**第十八条** 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

## 第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

**第十九条** 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

**第二十条** 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

**第二十一条** 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

**第二十二条** 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

**第二十三条** 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

**第二十四条** 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

## 第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

**第二十六条** 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

**第二十七条** 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

**第二十八条** 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

**第二十九条** 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣以外の国务大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者
- 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

**第三十条** 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

**第三十一条** この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

**第三十二条** 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

- 2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

**第三十三条** 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

- 2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

#### 附則抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 附則（平成二十一年六月五日法律第四九号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

#### 附則（平成二七年九月一一日法律第六六号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

**第四条** この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

**第七条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び**  
**地域の農林水産物の利用促進に関する法律**  
(平成二十二年十二月三日法律第六十七号)

前文

第一章 総則（第一条）

第二章 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等

第三章 地域の農林水産物の利用の促進

第一節 総則（第二十五条—第三十九条）

第二節 基本方針等（第四十条・第四十一条）

第三節 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策（第四十二条—第五十条）

附則

農山漁村は、長年にわたって我が国の豊かな風土と勤勉な国民性をはぐくみ、就業の機会を提供し、多様な文化を創造してきた。また、農林漁業の持続的かつ健全な発展は、その有する農林水産物等の安定的な供給の機能及び国土の保全等の多面にわたる機能が発揮されることにより、農山漁村の活力の維持向上に寄与するとともに、国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に貢献するものである。

しかるに、我が国の農林漁業及び農山漁村は内外の様々な問題に直面しており、農林水産物価格の低迷等による所得の減少、高齢化や過疎化の進展等により、農山漁村の活力は著しく低下している。

我々は、一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す六次産業

化の取組と、地域の農林水産物の利用を促進することによる国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の取組が相まって、農林漁業者の所得の確保を通じて農林漁業の持続的かつ健全な発展を可能とするとともに、農山漁村の活力の再生、消費者の利益の増進、食料自給率の向上等に重要な役割を担うものと確信する。

同時に、これらの取組は、農山漁村に豊富に存在する土地、水その他の資源の有効な活用、地域における食品循環資源の再生利用、農林水産物の生産地と消費地との距離の縮減等を通じ、環境への負荷の低減に寄与することが大いに期待されるものである。

ここに、このような視点に立ち、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策を講じて農山漁村における六次産業化を推進するとともに、国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の促進に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

**第一章 総則**

(目的)

**第一条** この法律は、農林漁業の振興を図る上で農林漁業経営の改善及び国産の農林水産物の消費の拡大が重要であることにかんがみ、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図るとともに、食料自給率の向上及び環境への負荷の少ない社会の構築に寄与することを目的とする。

**第二章 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等（省略）**

**第三章 地域の農林水産物の利用の促進**

**第一節 総則**

(定義)

**第二十五条** この章において「地域の農林水産物の利用」とは、国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。以下この章において同じ。）をその生産された地域内において消費すること（消費者に販売すること及び食品として加工することを含む。以下この条において同じ。）及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。

(生産者と消費者との結びつきの強化)

**第二十六条** 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との関係が希薄になる中で、消費者が自ら消費する農林水産物の生産者との交流やその農林水産物についての情報を求めている一方

で、生産者が消費者の需要についての情報及び自ら生産した農林水産物についての消費者の評価や理解を求めていることを踏まえ、生産者と消費者との結びつきを強めることを旨として行われなければならない。

(地域の農林漁業及び関連事業の振興による地域の活性化)

**第二十七条** 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との結びつきの下に消費及び販売が行われることにより消費者の需要に対応した農林水産物の生産を促進するとともに、関連事業の事業者が地域の生産者と連携して地域の農林水産物を利用すること等により地域の農林水産物の消費を拡大し、併せて小規模な生産者にも収入を得る機会を提供することによりこのような生産者が意欲と誇りを持って農林漁業を営むことができるようにすることによって、地域の農林漁業及び関連事業の振興を図り、もって地域の活性化に資することを旨として行われなければならない。

(消費者の豊かな食生活の実現)

**第二十八条** 地域の農林水産物の利用の促進は、生産者と消費者との結びつきを通じて構築された生産者と消費者との信頼関係の下に消費者が安心して地域の農林水産物を消費することができるようにすること、生産者から消費者への直接の販売により消費者が新鮮な農林水産物入手することができるようにすること、地域の農林水産物を利用することにより食生活に地域の特色ある食文化を取り入れることができるようにすること等により、消費者の豊かな食生活の実現に資することを旨として行われなければならない。

(食育との一体的な推進)

**第二十九条** 地域の農林水産物の利用の促進は、地域の農林水産物を利用すること、地域の生産者と消費者との交流等を通じて、食生活がその生産等にかかわる人々の活動に支えられていることについての感謝の念が醸成され、地域の農林水産物を用いた地域の特色ある食文化や伝統的な食文化についての理解が増進されるなど、食育の推進が図られるものであることにかんがみ、食育と一体的に推進することを旨として行われなければならない。

(都市と農山漁村の共生・対流との一体的な推進)

**第三十条** 地域の農林水産物の利用の促進は、農山漁村の生産者と都市の消費者との結びつきの強化にも資する取組である地域の農林水産物の利用を、都市と農山漁村に生活する人々が相互にそれぞれの地域の魅力を尊重し活発な人と物と情報の往来が行われるようにする取組である都市と農山漁村の共生・対流と一体的に推進することにより、心豊かな国民生活の実現と地域の活性化に資するよう行われなければならない。

(食料自給率の向上への寄与)

**第三十一条** 地域の農林水産物の利用の促進は、地域の農林水産物の消費を拡大し、その需要に即した農業生産を農地の最大限の活用を通じて行うこと等により農林漁業を振興し、食料の安定的な供給の確保に資すること等を通じて、我が国の食料自給率の向上に寄与することを旨として行われなければならない。

(環境への負荷の低減への寄与)

**第三十二条** 地域の農林水産物の利用の促進は、農林水産物の生産地と消費地との距離が縮減されることによりその輸送距離が短くなり、その輸送に係る二酸化炭素の排出量が抑制されること等により、地域における食品循環資源の再生利用等の取組と相まって、環境への負荷の低減に寄与することを旨として行われなければならない。

(社会的気運の醸成及び地域における主体的な取組の促進)

**第三十三条** 地域の農林水産物の利用の促進は、地域において地域の農林水産物の利用に自主的かつ積極的に取り組む社会的気運が醸成されるよう行われなければならないものとし、地域における多様な主体による創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、それらの多様な主体の連携の強化等により、その一層の促進を図ることを旨として行われなければならない。

(国の責務)

**第三十四条** 国は、第二十六条から前条までに定める地域の農林水産物の利用の促進についての基本理念（以下この章において「基本理念」という。）にのっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第三十五条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(生産者等の努力)

**第三十六条** 農林水産物の生産者及びその組織する団体（以下この章において「生産者等」という。）は、基本理念にのっとり、地域の消費者との積極的な交流等を通じてその需要に対応した農林水産物を生産する等、地域の生産や消費の実態に応じて地域の農林水産物の利用に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の努力)

**第三十七条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において地域の農林水産物を利用する等、地域の農林水産物の利用に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(消費者の努力)

**第三十八条** 消費者は、基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用に関する理解を深め、地域の農林水産物を消費する等、地域の農林水産物の利用に自主的に取り組むよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

**第三十九条** 政府は、地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を実施するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、当該措置が農林水産物の生産、加工、流通及び販売の各段階における地域の農林水産物の利用の促進を図る上での課題に的確に対応したものとなるよう配慮するものとする。
- 3 国は、地方公共団体が行う地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関し、必要な支援を行うことができる。

## 第二節 基本方針等

(基本方針)

**第四十条** 農林水産大臣は、地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針（以下この章において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 地域の農林水産物の利用の促進に関する基本的な事項
  - 二 地域の農林水産物の利用の促進の目標に関する事項
  - 三 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策に関する事項
  - 四 その他地域の農林水産物の利用の促進に関し必要な事項
- 3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県及び市町村の促進計画)

**第四十一条** 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、地域の農林水産物の利用の促進についての計画（次項及び次条第二項において「促進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、促進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

## 第三節 地域の農林水産物の利用の促進に関する施策

(地域の農林水産物の利用の促進に必要な基盤の整備)

**第四十二条** 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するため、直売所（農林水産物及びその加工品（以下この章において「農林水産物等」という。）をその生産者等が消費者に販売するため、生産者等その他の多様な主体によって開設された施設をいう。以下この章において同じ。）その他の地域の農林水産物の利用の促進に寄与する農林水産物の生産、加工、流通、販売等のための施設等の基盤の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 国の行政機関の長又は都道府県知事は、土地を促進計画の趣旨に適合する直売所の用に供するため、農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該直売所の設置の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。



(直売所等を利用した地域の農林水産物の利用の促進)

**第四十三条** 国及び地方公共団体は、直売所等を利用した地域の農林水産物の利用を促進するため、情報通信技術を利用した農林水産物等の販売状況を管理するシステムの導入等による直売所の運営及び機能の高度化、直売所間の連携の確保及び強化、販売する地域の特性等に応じた多様な場所や形態で行う販売の方式の支援、既存の施設の活用の促進、生産者等による農林水産物の加工品の開発の促進、直売所等に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進)

**第四十四条** 国及び地方公共団体は、農林水産物の生産された地域内の学校給食その他の給食、食品関連事業(食品の製造若しくは加工又は食事の提供を行う事業をいう。以下この章において同じ。)等における地域の農林水産物の利用の推進に関する活動を促進するため、農林水産物の生産者と栄養教諭その他の教育関係者や食品関連事業を行う者(以下この章において「食品関連事業者」という。)その他の農林水産物を利用する事業者との連携の強化、地域の農林水産物及びこれを利用している事業者等に係る情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域の需要等に対応した農林水産物の安定的な供給の確保)

**第四十五条** 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用を促進するに当たっては、地域の消費者及び食品関連事業者等の多様な需要並びに地域の農林水産物の生産量の変動、流通に係る経費等の課題に対応した農林水産物の安定的な供給を確保するため、農山漁村及び都市のそれぞれの地域において、その特性を生かしつつ多様な品目を安定的に生産する体制を整備するとともに、地域における流通に係る事業者との連携等により適切かつ効率的な地域の農林水産物に係る流通を確保するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(地域の農林水産物の利用の取組を通じた食育の推進等)

**第四十六条** 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の取組を通じて、食育の推進及び生産者と消費者との交流が図られるよう、地域の農林水産物の生産、販売等の体験活動(学校等において行われる実習を含む。)の促進、学校給食等における児童及び生徒と農林水産物の生産者との交流の機会の提供、地域における伝統的な食文化を伝承する活動等に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成等)

**第四十七条** 国及び地方公共団体は、地域の特性を生かしつつ多様な品目を安定的に生産する体制の整備に資する技術を有する生産者、直売所等における販売及び運営並びに地域の農林水産物を利用した加工食品の開発等についての知識経験を有する者、地域の農林水産物の利用に取り組む者相互の連携強化を図る活動を行う者等の地域の農林水産物の利用の推進に寄与する人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施、技術の普及指導、地域の農林水産物の利用に取り組む者の交流その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

**第四十八条** 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、地域の農林水産物の利用に関する広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究の実施等)

**第四十九条** 国及び地方公共団体は、地域の農林水産物の利用を促進するための施策の総合的かつ効果的な実施を図るため、地域の農林水産物の利用の取組に関連する環境への負荷の低減の度合いを適切に評価するための手法の導入等に関する調査研究、各地域における地域の農林水産物の利用の取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(多様な主体の連携等)

**第五十条** 国は、地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するため、関係行政機関相互間の連携の強化を図るとともに、国、地方公共団体、生産者、事業者、消費者等の多様な主体が相互に連携して地域の農林水産物の利用に取り組むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、その地域において、地方公共団体、生産者、事業者、消費者等の多様な主体が相互に連携を図ることにより地域の農林水産物の利用の取組を効率的かつ効果的に促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

**第二条** 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 目次の改正規定(「第二節 中核市に関する特例 第三節 特例市に関する特例」を「第二節 中核市に関する特例」に改める部分に限る。)、第二百五十二条の二十二第一項の改正規定、第二編第十二章第三節を削る改正規定、第二百六十条の三十八を第二百六十条の四十とする改正規定及び第二百六十条の三十七の次に二条を加える改正規定並びに次条、附則第三条、第三十三条、第三十四条、第四十条、第四十一条、第四十五条から第四十八条まで、第五十一条、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十三条、第六十四条、第六十八条、第六十九条及び第七十一条から第七十五条までの規定 平成二十七年四月一日

(都市計画法等の一部改正に伴う経過措置)

**第四十六条** 施行時特例市に対する前条の規定による改正後の同条各号に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「指定都市又は」とあるのは「指定都市、」と、「中核市」とあるのは「中核市又は地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

## 附 則 (平成二七年六月二六日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 附 則 (平成二七年九月四日法律第六三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第一百四条** この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則 (平成三〇年五月一八日法律第二三号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

## 附 則 (平成三〇年六月二二日法律第六二号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第五条、第八条、第九条及び第三十二条の規定 公布の日(以下「公布日」という。)

(中心市街地の活性化に関する法律等の一部改正に伴う経過措置)

**第二十八条** 附則第七条第一項の規定により新食品等流通法第十六条第一項の規定による指定を受けたものとみなされた旧機構は、新食品等流通法第十七条各号に掲げる業務及び旧債務保証業務等のほか、次の各号に掲げる規定により施行日前に旧機構が締結した債務保証契約に係る当該各号に定める規定に掲げる業務及びこれに附帯する業務(以下この条において「旧特例債務保証業務等」という。)を行うものとする。この場合において、旧特例債務保証業務等は、新食品等流通法の適用については、新食品等流通法第十七条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務とみ

なす。

## 一～七 略

八 前条の規定による改正前の地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項（第一号に係る部分に限る。） 同号

（罰則に関する経過措置）

**第三十一条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第三十二条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

## 附 則 （令和三年五月一九日法律第三六号） 抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

**第五十七条** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

**第五十八条** 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

**第五十九条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第六十条** 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

「第3次三沢市食育推進計画」

令和4年3月発行

編集・発行 三沢市 市民生活部 健康推進課

〒033-0001

三沢市中央町1丁目3番10号

TEL 0176-57-0707

FAX 0176-52-7021

